

3.1 法規則の遵守状況及び大気汚染防止と開発活動の管理

報告期間中は、本学事業活動に伴う環境保全に関する法令違反や事故・ステークホルダーからの苦情はありませんでした。

■ フロンガスの管理

フロンガスは、エアコンや冷凍冷蔵庫等、生活必需品に幅広く利用され、時代と共に各種法令で規制強化されてきました。過去には、オゾン層破壊係数(ODP)の大きな特定フロンCFC(1995年廃止)からHCFC(2020年廃止)へ転換され、現在はオゾン層破壊係数0の代替フロンHFCに転換が行われています。また、地球温暖化係数(GWP)も環境への影響が改善されつつあります。さらに、2015年からはフロンガスの大気中への漏洩を防止するための定期点検が義務化され、年間の漏洩量を国へ報告する制度(1000t-CO₂以上が対象)が備わりました。報告期間中のフロンガス漏洩量は、換算漏洩量296t-CO₂でしたが、更なる改善に努めなければなりません(図3-1)。

■ 大気汚染物質の管理

大気汚染防止法は、工場等からのばい煙の排出等を抑制し、自動車排出ガスの許容限度を定めること等により大気汚染を防止するため1968年に施行されています。

本学では、自家発電装置のディーゼル機関を保有しており、法令に基づく設置時の届出や排出規制の遵守状況の点検・記録を実施しています。報告期間中のばい煙排出成分測定の結果は、基準値以内であることが確認できています。

■ キャンパスの施設整備

本学キャンパスマスタープランでは、基本方針としてダイバーシティキャンパスを目指すこととして、施設マネジメントを運用します(図3-2)。環境に関しては、環境マネジメントの推進、環境にやさしい学校施設整備、敷地内環境の適正な維持管理、環境に配慮した施設の長寿命化、既存の建築物における省エネルギー対策の徹底、建設資材等の選択、水資源の有効活用、屋上・敷地等の緑化、温室効果ガスの排出の少ない工事の施工に取り組むことで、サステナブルなエコキャンパスの構築に取り組みます。

工事等の開発活動では、温対法や省エネ法及び建築物省エネ法に基準適合する建築設計・

高性能な資機材選定・所管行政庁の適合性判定、グリーン契約の推進、グリーン購入法やリサイクル法に適合する資材採用、リサイクル法や廃掃法に関する廃棄物類の再生資源化と廃棄物の適正処理、オフロード法に関する排出ガス対策型建設機械採用、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程等に関する建設機械採用など、現場監理業務をととしてステークホルダーやバリューチェーンを含めた対策を進めています。



図3-1 フロン換算漏洩量



図3-2 施設マネジメント3つの視点



3.2 化学物質と排水の管理



3

本学では、全化学物質のうち関係法令で定められた危険有害性を有する物を化学物質と定義します。

教職員・学生は、化学物質の取り扱い者として、化学物質の危険性を熟知し、安全で適正な予防処置・取り扱い方法・自然環境への流出防止対策を予め把握し、化学物質管理システムやハザードマップで使用状況等を厳重に管理することで、自然環境の保全や人体への健康被害防止に努めています。

■ 化学物質管理

化学物質管理は、毒劇物や高圧ガスの保有状況調査、職場巡視、有事訓練を行うとともに、毎年のPRTR法に関する使用量調査・届出を行い、適正な管理状況の維持・向上を図っています。

PRTR法は、有害性の疑われる化学物質(462種)が、何処からどの程度、環境中へ排出され、廃棄物等の移動を把握し、化学物質の性状及び取り扱いに関する情報提供措置等を講ずることで、化学物質管理の改善促進や化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料として環境リスクの低減に努めるものです。

報告期間中のPRTR法に関する届出対象となった化学物質は、(図3-3)のとおりです。

■ 作業環境測定

作業環境測定は、労働安全衛生法に基づき労働環境を守るものです。有害な業務を行う屋内作業場等は、作業環境測定の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要に応じて施設・設備の設置や健康診断の実施その他の適切な措置を講ずることとされています。

本学では、各法令に基づき作業環境測定を行い、各作業場の安全な環境を維持しています。異常のあった際には、作業環境・作業工程・使用物質の見直し、施設・設備の点検整備・設置検討、保護具の着用、健康診断の実施等の改善処置を行い、労働者及び学生の職業性疾病のリスク低減に取り組んでいます(図3-4)。

■ 生活排水と実験排水の管理

構内の下水道は、下水道法・下水道条例と水質汚濁防止法の適用を受け、地域の下水道施設の機能維持や公共用水域と地下水の水質汚濁防止のため、生活・実験・雨水の系統に分流して管理されています。

報告期間内の各キャンパスの公共下水道接

続口における下水水質測定においては、法定の基準値内であり、良好な水質管理ができています。

なお、実験排水については、化学物質を含む排水を下水道へ流すことを禁止し、化学物質の付着した実験器具の2回目までの洗浄水は、実験廃液として専用の容器に回収し、3回目以降の安全なものは実験排水に放流できる扱いとされています。更に、実験排水に流れた排水は、各部局システムのpHセンサーで常時監視され、異常のあった際には適切な対策を取ることとされています。

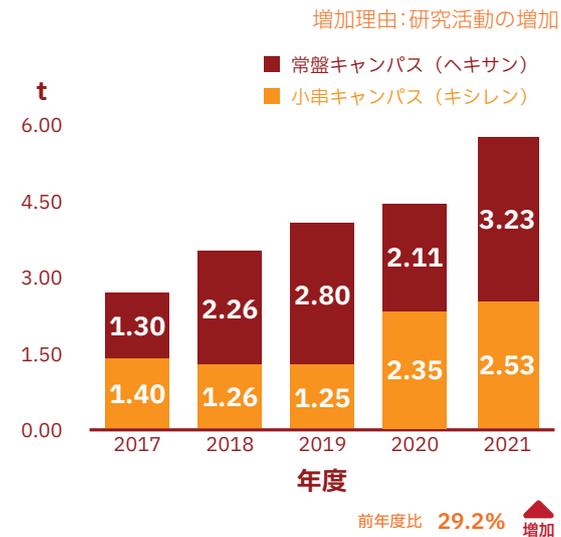


図3-3 PRTR法届出対象物質



図3-4 実験室の作業環境測定

法規制の遵守



6